令和６年度　第１期

広島市会計年度任用職員（学習サポーター・特別支援教育アシスタント）募集案内

広島市教育委員会特別支援教育課

**１　職種・採用予定人数**

⑴　学習サポーター・若干名

　⑵　特別支援教育アシスタント・若干名

**２　任用期間**

　　　令和６年４月上旬から令和６年７月下旬まで

　　※　原則、始業式を行う日～夏季休業開始日の前日になるため、各幼稚園・学校によって異なります。

　　※　夏季休業、冬季休業等を除き、引き続き任用をお願いすることがあります。なお、令和７年度以降の任用については未定です。

**３　職務概要**

勤務する幼稚園や学校において、以下の業務に従事していただきます。

**【学習サポーター】**

　⑴　通常の学級に在籍する学力向上等を目的とした対応が困難な児童生徒等への個別指導の補助等

　⑵　特別支援学級に在籍する学力向上等を目的とした対応が困難で軽度の障害がある児童生徒等への個別指導の補助等

　⑶　⑴及び⑵に該当する児童生徒等のための授業準備の補助、提出物の確認等

　⑷　担任教諭等との連絡調整、情報共有等

　⑸　校外学習等の引率補助（旅費及び児童生徒等の泊を伴わない活動に限る。）

　⑹　その他、所属長が必要と認める業務

　**【特別支援教育アシスタント】**

　⑴　通常の学級に在籍する肢体不自由の児童生徒等の支援・介助、個別指導の補助等

⑵　担任教諭等との連絡調整、情報共有等

　⑶　校外学習等の引率補助（児童生徒等の泊を伴わない活動に限る。）

　⑷　その他、所属長が必要と認める業務

**４　受験資格**

　　次の⑴及び⑵の要件を満たす人

　⑴　次のいずれかに該当する人

　　ア　日本国籍を有する人

　　イ　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）による永住者

　　ウ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）による特別永住者

　⑵　次のいずれにも該当しない人

　　ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

**５　申込手続**

⑴　提出書類

採用試験申込書（３か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼付してください。）

1. 受付期間

随時

※　**申込書を受け付けた方から、勤務地等条件の合う幼稚園や学校を紹介させていただきます（欠員に応じて順次採用しますので、欠員の状況によっては紹介できない場合もあります。）。**

1. 提出先

〒７３０－８５８６　広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号

広島市教育委員会事務局　学校教育部　特別支援教育課　（北庁舎（中区役所）５階）

※　持参による申込みは、８時３０分から１７時１５分（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。））までです。

※　郵送の場合は、**配達証明又は簡易書留扱い**とした上で、封筒に**「学習サポーター・特別支援教育アシスタント応募書類在中」**と朱書してください。

**６　採用方法等**

⑴　採用試験申込書に記載の情報から、勤務地等条件の合う幼稚園や学校を紹介します。

⑵　選考試験は、各幼稚園・学校において面接を随時実施します。選考の結果、採用が決定した方から随時採用します。

**７　勤務条件等**

　⑴　勤務時間

　　　①１日４時間（週２０時間）　又は　②１日２時間（週１０時間）

　　　※　業務状況などにより、勤務時間を変更することがあります。

　⑵　勤務を要しない日

　　　土曜日、日曜日、国民の祝日等

　　　なお、学校行事により土曜日等に勤務を命じることがあります。

　⑶　報酬等

　　　１時間につき１，０６２円（別途、交通費を市の規定に基づき支給します。）

　⑷　その他

　　　労働者災害補償保険の適用があります。

　　　週当たりの勤務時間が２０時間の場合、雇用保険の適用があります。

　　　有給の特別休暇（災害等による出勤困難休暇、退勤途上の危険回避休暇、住居の滅失休暇）があります（令和６年３月１日時点）。

　　　健康保険及び厚生年金保険並びに年次有給休暇制度はありません。

**８　問合せ先**

広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課　℡　０８２－５０４－２４９４